

教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づく情報

下記のページでは、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づき教員養成の状況を掲載しています。

1 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること。

『教職課程・保育士養成課程に関する情報公開』の「Ⅰ 教員養成の理念・教育目標・到達目標」、「Ⅱ 教職課程・保育士養成課程について」をご覧ください。

2 教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること。

- ・ 学園の組織については <https://www.twcpe.ac.jp/college/organization.html> をご覧ください。
- ・ 教員数については https://www.twcpe.ac.jp/college/pdf/number_teachers.pdf をご覧ください。
- ・ 各教員が有する学位及び業績については <https://gyoseki-twcp.jp/twehp/KgApp> をご覧ください。

3 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること。

- ・ 教職課程・保育士養成課程に関する科目及び担当教員については『教職課程・保育士養成課程に関する情報公開』の **別紙** 免許取得科目及び担当教員をご覧ください。

4 卒業者（専門職大学の前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）の教員免許状の取得の状況に関すること。

- ・ 本学の教員免許状の取得状況については『教職課程・保育士養成課程に関する情報公開』の「Ⅴ 卒業生数及び教員免許状・保育士資格取得状況」をご覧ください。

5 卒業者の教員への就職の状況に関すること。

- ・ 本学の教員への就職状況については『教職課程・保育士養成課程に関する情報公開』の「Ⅵ 教員・保育士への就職状況」をご覧ください。

6 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること。

- ・ 本学の教員養成については「教職課程・保育士養成課程に関する情報公開」をご覧ください。

また、教職センターでは教員志望者を対象に教師力養成講座を開催し、近隣の小学校、高等学校で観察実習を行っております。これは、将来、教員として職責を全うしていくために必要な資質と能力の基盤を形成していくことを目的とし教員としての力量を高める基礎づくりに主眼を置いて実施しております。